

柏崎市立小・中学校
「ラーケーションの日」について
<R8(2026)年度 試行版>

(保護者配布用リーフレット)

令和8(2026)年4月
柏崎市教育委員会

柏崎市立小・中学校「ラーケーションの日」について

＜試行期間 R 8 (2026)年 4月 1日 ～ R 9 (2027)年 3月 31日＞

1 「ラーケーションの日」とは

「ラーケーションの日」とは、子どもの学校外での多様な学びを目的として利用する「学校に登校しなくても欠席にならない日」です。子どもが学校以外の場所で体験活動などをすることで、学校だけではできない多様な学びが期待されています。

2 柏崎市立小・中学校の「ラーケーションの日」について

- ① 希望者が利用可能な制度です。（※必ず利用するものではありません）
- ② 各家庭の責任において制度を利用するものです。
- ③ 1年間（年度）に3日間まで利用できます。次の年度への繰り越しはできません。
- ④ 学校への事前申請、事後報告が必要です。
- ⑤ 学校行事など、「ラーケーションを利用できない日」があります。
- ⑥ 休んだ日の学習補充については、特別に行うことはしません。学習範囲等はお知らせしますので、各家庭においてお願いします。
- ⑦ 給食の停止及び給食費の返金は致しません。
- ⑧ ラーケーションの利用は「欠席」にはなりません（「出席しなくてもよい日」という扱いになります）。
- ⑨ ラーケーションに伴う費用援助はありません。

3 ラーケーション利用の流れ

- (1) 計画：子どもと保護者で活動の計画を立てます。
別紙「ラーケーションカード」記入（※柏崎市HPでダウンロード可）
- (2) 申請：記入した「ラーケーションカード」を、原則1週間前までに学校に提出します。（学校で受付し、返却します。）
- (3) 活動：申請した内容の活動を行います。
- (4) 振り返り：子どもと保護者で振り返りを行い、報告書を学校に提出します。

4 ラーケーションを利用できない日

小中 共通	<ul style="list-style-type: none"> ○年度初め：4月の始業式からの1週間 ○全国学力・学習状況調査実施日（4月中旬） ○各種健診の日（4月～6月実施） ○総合学力診断調査（12月） ○学校式典行事の日・入学式・始業式・終業式・卒業式 ○修学旅行、自然教室等の宿泊行事
小学校	○学校行事の日・運動会・文化祭、学習発表会等
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○定期テスト実施日 ○学校行事の日・体育祭・文化祭等 ○生徒会選挙の日 ○中体連主催の大会期間、吹奏楽コンクール開催期間

※各学校で日にちが異なります。また、この他にも設定する日があります。詳しくは各学校にご確認ください。

5 ラーケーション利用にあたり、ご了承くださいたいこと

- 目的は「学校外での多様な学び」です。
- 学校行事等により、利用できない日があります。
- 制度利用による影響について予めお考えの上、利用ください。

※ラーケーションを利用した日に、行事等における役割決めやグループ決めがあり、どうしても本人がいない間に決めなければならない状況となることも考えられます。事前に希望を聞く等の対応を行います。全てに配慮ができるわけではないことを予めご了承ください。

6 「ラーケーションの日」活用例（※保護者と一緒に活動することが前提です）

<p>自然を感じよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山 ・昆虫採集 ・植物観察 ・海の生き物調べ 	<p>栽培・収穫体験をしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田植え体験 ・稲刈り体験 ・畑作り ・野菜の栽培 
<p>柏崎市を調べよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市博物館 ・ソフィアセンター ・各地区コミセン ・地域の名所めぐり 	<p>お仕事体験をしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理づくり ・芸術体験 ・おうちの方のお仕事見学 
<p>各種大会に参加しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの大会 ・音楽のコンクール ・各種イベント等への参加 	<p>「調べたい」ことを追求しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の「お城」調査 ・動物の生態調査 ・鉄道路線の調査 ・「防災」最先端の自治体でインタビュー 

7【Q&A】

- Q 1 ラーケーションは必ず利用しなければならないのでしょうか。
→ 必ず利用するものではありません。児童生徒・保護者の皆様の希望がある場合に、利用することができます。
- Q 2 ラーケーションは分けて利用できますか。
→ 1日ずつ分割して利用することができます。その場合、計画書をその都度提出することになります。
- Q 3 ラーケーションにおいて、子どもだけで活動してもよいですか。
→ 保護者や家族と一緒に活動することが前提です。また、子どもだけの活動は安全上適切ではありません。
- Q 4 「ラーケーションを利用できない日」に出かけたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。
→ 「ラーケーションを利用できない日」に休む場合は「欠席」となります。
- Q 5 ラーケーションにより学校の学習が遅れてしまうことが心配です。
→ ラーケーション利用日時^の学習範囲についてはお知らせしますが、各家庭での補充が原則です。ご家庭でお子さんとよく相談された上で制度を利用ください。
- Q 6 ラーケーションでケガをした場合、どうなりますか。
→ ラーケーションは学校の管理外となりますので、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となります。各家庭で個別に保険に加入するなど、ご検討ください。
- Q 7 保護者が急遽休みをとることになりました。1週間前より後であっても申請することはできますか。
→ できます。ただし、しっかりと話し合っ^て計画した上で体験活動を行って^らいたいので、可能な限り早めに申請してください。
- Q 8 音楽会の楽器パートを決める時期にラーケーション利用を予定しています。担当楽器を決める場に子どもがいないことになりませんが、希望の楽器パートにしてい^{ただ}け^てますか。
→ お子さんの希望は事前に確認いたします。ただし、ラーケーションの利用にかかわらず、どのお子さんにも言えることですが、必ずしも希望どおりになるわけではないことを予めご了承ください。

お問い合わせ先

柏崎市教育委員会 学校教育課

電話 0257-43-9132